

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成15年 3月 7日	合併協議会提案	平成15年 3月 17日
--------	-------------	---------	--------------

協議項目(番号)	特別職の身分の取扱い (項目No. 12)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	<p>特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い次のとおり調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令の定めるところにより、町長ほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長を置く。報酬の額は、現行の報酬額をもとに調整する。 ・ 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行の報酬額及び同規模自治体の例、現行の業務内容をもとに調整する。 ・ 審議会、委員会等の附属機関については、3町に設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則統合する。1町のみ、又は2町に設置しているものは、必要に応じて設置する。委員数、任期、報酬額等は現行の業務に照らし合わせて調整する。 ・ その他の特別職については、新町において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額等は現行の業務に照らし合わせて調整し、新たに設置する。 ・ 新町の職務執行者については、合併までに3町の長が別に協議して定めるものとする。 		<p>【調整方針確認日】</p> <p>平成15年 4月 17日</p> <p>平成15年 7月 2日 改正</p>

留意事項	先進事例	備考
<p>新設合併をする市町村においては、町村長、助役、収入役、教育長、各種審議会委員等の特別職の職員はすべて身分を失います。新町において新たな選挙又は選任されるまで、町長職務執行者を定めておく必要があります。また、非常勤特別職については、法律で設置を義務付けられているものは職務執行者が法律に定められた方法により選任しなければならないとされています。</p> <p>町村長以外の特別職であって、法律で設置を義務付けられている委員会及び委員としては、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会があります。</p>	<p>宇摩合併協議会 (H 16.4.1 合併予定)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 常勤の特別職 法令の定めるところにより、市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。報酬は、現行の川之江市、伊予三島市の報酬額をもとに調整する。 合併当初の円滑な組織機構の運営のため必要と思われる特別職の設置については、4市町村長が別に定める。 2 議員 任期、定数は、各法令の定めるところによる。報酬は、現行の報酬額をもとに調整する。 3 行政委員会の委員 法令の定めるところにより、新市において引き続き設置する。報酬額については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。 4 審議会等の附属機関の委員等 新市においても原則として引き続き設置するものとし、設置にあたってはより効率的、効果的な体制を検討するものとする。報酬額については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。 <p>東宇和・三瓶町合併協議会 (H 16.3.31 合併予定)</p> <p>特別職の職員(市議会議員、農業委員会委員及び消防団員は除く。)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、宇和町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 2 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 3 審議会・委員会等の附属機関については、5町すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1町ないし4町に設置されているものは、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。 4 その他の特別職については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額等をもとに調整し、合併時に新たに設置する。 5 新市の職務執行者については、合併までに5町の長が別に協議して定めるものとする。 	